webサポート資料



建蔽率の緩和(法第53条第3項第一号)

法第53条第3項第一号により建蔵率に1/10を加える緩和の対象

防火地域 (第1項第二号~第四号により建蔽率が8/10の地域を除く)

イ. 耐火建築物等

・耐火建築物

又は

・耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物 (令第135条の20第1項)

進防火地域

- イ. 耐火建築物等
 - ・耐火建築物

又は

・耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物 (令第135条の20第1項)

又は

- 口. 準耐火建築物等
 - ・準耐火建築物

又は

・準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物 (令第135条の20第2項)